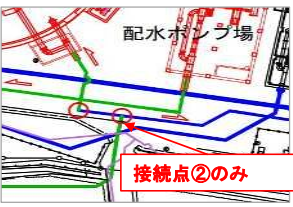


技術的対話 回答

質問No.	該当文書	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	要求水準書	33	第2	4	(2)	ウ	(イ)性能試験・試運転について	性能試験及び試運転期間は6カ月程度、とありますが、試運転は工期外としていただくことはできませんでしょうか。	性能試験および試運転は、本施設が要求水準を満たし、適切に供用を開始するために不可欠な工程です。したがって、試運転期間は工期に含まれるものとし、工期内に全ての業務を完了させてください。
2	要求水準書	33	第2	4	(2)	ウ	(ロ)性能試験・試運転について	性能試験及び試運転に必要な電気の費用負担は、事業者負担となりますか。その場合、どのような方法で精算をお考えでしょうか。	「要求水準書」に関する質問回答No. 74のとおり、性能試験及び試運転に必要な電気代は、事業者負担とします。精算方法については、受注者で設置した電力メーター（計量器）で使用量を計測していただき、北陸電力の電力料金から算出したものを事業者に対して請求をします。
3	要求水準書	33	第2	4	(2)	ウ	(ハ)性能試験・試運転について	性能試験及び試運転に必要な水は市が供給…より、水張試験や洗管、洗砂等に必要な水(浄水)は、無償供給いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	69～71	閲覧資料(基本設計) 7	2	13	(1)～(3)	3)注入ポンプ（注入機）容量の確認について	基本設計より、各薬品注入量の最小値を既設門型注入機の最小注入量である1.0[L/h]としています。本提案ではこの既設同様の門型注入機を採用するため、基本設計同様に各薬品の最小注入量を1.0[L/h]とさせていただきます。	各薬品の最小注入量については、基本設計のとおりでも構いません。事業者の提案に委ねます。
5	要求水準書	-	-	-	-	-	送水配管の接続について	「要求水準書」に対する質問回答No. 3より送水配管は接続点①②の両方が本事業範囲であるとのことですが、下図の通り基本設計では接続点①は見込まれておりません。  基本設計に示されていない追加管路として、①は設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。また、接続点①②双方が必要な理由をご教示いただけますでしょうか。	「設計・工事請負契約書（案）」に関する質問回答No. 1～3に示すとおり、基本設計はあくまでも参考図書です。 接続点①は、第1配水池の運用時における安定給水およびメンテナンスを担保するために不可欠なバイパス管路です。本事業の要求水準を達成するための構成要素として、当該管路は必須となります。 基本設計図書は、本事業に求められる機能を達成するための必要最低限の構成を示したものであり、明示がない場合であっても、施設の目的を達成するために必要な付帯設備については、事業者の責任において提案・整備すべきものと判断しています。したがって、設計変更の対象とはなりません。 なお、図面集の図面（番号C001）は、配水池を含む全ての施設を更新した最終的な配管ルートです。今回の事業では、基本設計図書P. 5-51で提示した接続箇所（①及び②）が対象です。
6	要求水準書	-	-	-	-	-	場内配管の伏せ越し、上越しについて	既設管の埋設状況を踏まえると補足資料に示すとおり複数個所の伏越しが必要と見込まれますが、事業費に含まれている理解でよろしいでしょうか。伏越し箇所低減のため、一部上越しを検討していますが、上越し布設による懸念事項はありますでしょうか。	ご理解のとおりです。伏越しの費用は事業費に含まれています。また、上越し布設については、事業者の責任において提案に含めてください。
7	要求水準書	-	-	-	-	-	基本設計図について	基本設計図には開口蓋、タラップ、手摺、可とう管等が表現されていないように見受けられましたが、事業費に含まれていると理解してよろしいでしょうか。	「設計・工事請負契約書（案）」に関する質問回答No. 1～3に示すとおり、基本設計はあくまでも参考図書です。

技術的対話 回答

質問No.	該当文書	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
8	要求水準書	-	-	-	-	-	周辺井戸への影響に関する管理基準について	周辺井戸への影響について、地下水位の変動や水質への影響等に関し、工事一時中止または対策実施を判断する管理基準（管理値、警戒値等）がありましたら、定量的にご提示をお願いします。 また、当該基準および周辺井戸への影響評価については、基本設計において既に考慮・反映されているとの理解でよろしいでしょうか。	基本設計において、工事一時中止又は対策実施を判断する定量的な管理基準は定めていません。 管理基準（管理値、警戒値等）は、事業者が施工方法及び周辺環境調査の結果を踏まえて設定し、市と協議の上、決定します。 なお、本市の水道施設の運転管理上、第1配水池へ流入する井水の濁度が0.1度以上となった場合は取水を停止し、各水源井の濁度を確認して原因を究明する運用としています。また、各水源井において低水位が発生した場合にも、同様に原因を究明する運用としています。 施工期間中にこれらの事象が発生した場合、事業者は本市が行う原因究明に協力してください。 原因究明中の工事の取扱い（一時中止の要否等）は、一律には定めず、施工段階及び状況に応じて市と協議の上、決定します。 周辺井戸への影響評価は基本設計に反映されていないため、事業者の提案（様式IV-16）及び詳細設計において適切に実施してください。
9	要求水準書	30	第2	3	(2)	ソ	(ウ)場内整備の舗装構成と範囲について	要求水準書において、「浄水施設の舗装構成は既設と同等とすること」と記載されていますが、新施設の維持管理や車両動線に支障のない範囲において、一部エリアについては路盤仕上げおよび砂利敷き仕上げとすることは可能でしょうか。また、既設舗装構成の詳細（舗装種別、舗装厚、路盤構成等）をご教示ください。	浄水施設の維持管理が容易になるように、全面舗装をしてください。 なお、将来管理棟予定地の舗装構成は事業者の提案に委ねます。 既設舗装構成は、密粒度アスファルト混合物 t＝50mm＋路盤 t＝100mmです。水源井周辺は透水性アスファルト舗装としています。基本設計の外構図にも同様に記載していますので、併せてご確認ください。
10	要求水準書	21	第2	3	(1)	ス	手摺の材質について	手摺の設置が必要となった場合、手摺等の金物類について、「ステンレス製またはそれと同等以上の強度・耐久性を有する材質」と記載されていますが、要求性能を満足することを前提として、手摺にアルミニウム合金製を採用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	可能とします。 要求水準書に示す強度・耐久性を満足することを前提として、アルミニウム合金製の採用を認めます。
11	要求水準書	21	第2	3	(1)	チ	情報資産の安全性、機密性について	情報資産の安全性及び機密性の確保について、データの保存及び受け渡し方法として、機密情報の保護機能を備えたクラウドストレージサービスの利用を想定しております。 貴市とのデータの受け渡しを含め、当該サービスの利用は可能でしょうか。 若しくは、貴市の受発注者間情報共有システムがございましたら、その仕様をご教示ください。	情報資産の安全性及び機密性を確保するため、本市が指定する情報共有システムを利用してください。当該システムの利用仕様及びセキュリティ要件については、以下の福井市ホームページをご参照ください。 ※福井市HP「情報共有システムの運用開始」 https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/keiyaku/cals/p018079.html なお、導入するシステムは「福井市情報共有システム運用ガイドライン」の「6 機能仕様書」を満たす必要があります。 参考として、現時点で要件を満たしている主なシステム例は以下のとおりです。 ・工事監理官（日本電気株式会社） ・BeingCollaboration（株式会社ビーイング） ・information bridge（株式会社アイサス） ・工事情報共有システム（株式会社建設システム）など
12	要求水準書	15	第1	4	(1)	-	性能試験について	排水管及び排泥管については水圧試験実施対象外と考えよろしいでしょうか。	排水管及び排泥管においてポンプ圧送となる区間は、水圧試験を実施してください。

技術的対話 回答

質問No.	該当文書	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
13	要求水準書	-	-	-	-	-	既設浄水池南側の緑地帯について	既設浄水池南側と新設浄水池北側間の緑地帯に配管布設を東西に2箇所計画(参考図参照)しております。緑地帯は復旧せず平地とし、法面については1:1勾配としますがよろしいでしょうか。	既設浄水池の施設計画と整合を図る必要があると考えます。緑地帯の復旧に関しては詳細設計時に市と協議してください。法面勾配は、土質区分及び法高などから事業者が安全性を確認したうえで事業者の責任において提案してください。
14	要求水準書	30	第2	3	(2)	セ	(㍻)既設管と交差する箇所について	場内配管施工時既設管と交差する箇所については、土被りが深くなる為新設管を既設管の上越とし、土被りが確保できない箇所については防護コンクリートと考えておりますが問題はないでしょうか。	既設管の機能及び耐久性に影響を及ぼさないこと、並びに新設管に必要な土被り又は防護措置が確保されることを前提として、事業者の提案に委ねます。具体的な交差箇所の処理方法は、詳細設計時に市と協議してください。